Family Tax Express
令和５年７月１０日
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
No.286

配当還元方式による自社株対策　～自社株の移転対策～　その２

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説しています。自社株対策によって株価を引下げた場合でも、翌期にはまた株価が上昇してしまうことも珍しくありません。そのため、株価が最も低く評価されるタイミングを見計らって後継者などへ移転する対策を実行しなければなりません。自社株を贈与又は相続によって移転させる場合の相続税評価額は、その株式等の異動後（贈与後又は相続後）の取得者が同族株主等であるか否かによって、その評価額は大きく異なります。そこで、今回は、自社株の移転対策について解説します。

1. 個人間取引（贈与・相続）

（1）取得者は誰か（一物二価）

自社株の相続税評価額は、取得する者が誰かによって評価額が異なります。

同族株主等以外の株主（代表例は親族外の従業員など）が取得する株式は、「特例的評価方式（配当還元価額）」によって評価されますので、会社の財務内容や収益状況などに左右されることなく、１株当たりの配当金額を基に評価することとされています。支配権を有する同族株主等については、「原則的評価方式」によって評価されます。そのため、当該会社の財務内容や収益状況によってその株価は予想外に高く評価されることもあります。

自社株は取得者が誰かによって「一物二価」によって評価されます。

【株式の取得者ごとの評価方法】

所有者（贈与者又は被相続人）	移動	取得者（受贈者又は相続人等）	評価方法
同族株主等	⇒	同族株主等	原則的評価方式（類似業種比準価額又は純資産価額）
同族株主等以外の株主			
同族株主等	⇒	同族株主等以外の株主	特例的評価方式（配当還元価額）
同族株主等以外の株主			

※　同族株主等とは、「議決権割合の合計が 15%以上の株主グループに属する株主」を「同族株主」と併せて「同族株主等」といいます。

（2）同族株主等以外の株主である場合

同族株主等以外の株主である場合の代表例として、親族でない従業員株主がその例です。

この場合には、特例的評価方式によって評価されますので、よほどの高額配当を実施していない会社でなければ自社株の相続税評価額は低く評価されることになります。

（3）同族株主等のうち支配権を有しない株主である場合

同族株主等でも、支配権を有していない株主であれば、特例的評価方式によって評価されます。そのため、同族株主のいる会社の場合、取得後の議決権割合が５%未満で、その会社に「中心的な同族株主」がいて、その株主は「中心的な同族株主」でない、かつ、役員でない場合には、特例的評価方式によって評価されます。

（4）同族株主等のうち支配権を有する株主である場合

同族株主等のうち支配権を有する株主が取得する株式は、原則的評価方式によって評価されます。そのため、自社株の承継に当たっては株価の引下げ対策や、納税猶予の選択などを検討することになります。

2. 譲渡する場合

非上場株式の売買に当たって留意すべきことは、適正な時価でもって行わなければ、課税上の問題が生じる点です。

非公開会社の場合には、その売買当事者が純粋な第三者であれば、その価額は税務上、経済的合理性がある価額と推定されるものの、発行会社と同族関係者との間の取引となると、その価額が恣意的になる可能性があり、「適正な時価」が問題となります。そこで、譲渡対価については課税上弊害がない場合に限り、以下の表に掲げる方法によって算定することができます。

売主　→　買主	売主	買主
個人　→　個人	相続税評価額	相続税評価額
個人　→　法人	所得税法上の時価	法人税法上の時価
法人　→　個人	法人税法上の時価	所得税法上の時価
法人　→　法人	法人税法上の時価	法人税法上の時価

（文責：　山本和義）